

朝鮮総督府学務局による歴史教科書編纂と

「国史／朝鮮史」教育

—小田省吾から中村栄孝、そして申奭鎬へ—

永島 広紀

1. はじめにかえて（小田省吾と「朝鮮史学」）

1910年8月の韓国併合期を跨ぐ時期、のちにおける朝鮮史学研究と植民地統治下の朝鮮における文教施策、なかんずく歴史教科書編纂の言わば基盤の造成と整備を行った人物が存在した。その人



物の名は小田省吾(1871～1953)という。後述のとおり、小田は朝鮮総督府の教育行政ならびに修史関連事業全般にわたって長く、かつ深く関与しており、その年譜的事項を追うだけではほぼ日本統治期の朝鮮における当該事業全体を語ることに同義であるといっても過言ではない。しかも、彼は旧韓国期を含む朝鮮におけるその活動内容が極めて多岐に亘っている。初期においては学務官僚(編輯課長)として主として教科書編輯に携わる初・中等教育の政策実行担当者であった。と同時に中枢院の編纂課長を兼務し、その中枢院による「朝鮮半島史」の編纂実務にも携わる。加えて1921年からは学務局内に新設される古蹟調査課長をも兼務し、関野貞(せきの・ただす/建築史)や黒板勝美(国史学)、そして鳥居龍蔵(考古学)らとともに楽浪郡・高句麗遺跡の発掘をはじめとする朝鮮総督府にお

ける古蹟調査事業の裏方役を演じている。同時期かつ同類型の人物としては三土忠造・幣原坦ら旧韓国における同国政府(学部)招聘の教育官僚、ないしはその総督府における属官クラスの位階でもってまずは採用される小倉進平・高橋亨ら旧韓国末期から併合初期にかけて継続して勤務、あるいは官立学校での現場体験を有しつつも研究者としての属性を兼備する人物たちである。また小田は1924年には新設される京城帝国大学の教授(予科部長/本科の開学にともなって法文学部史学科朝鮮史学第二講座に配置換え)に転じ、さらに1932年3月の停年退官後は、京城帝大時代より引き続いて各種地方史(釜山府史・京城府史)の編纂、さらに李王職の委嘱による「高宗・純宗実録」の編纂まで手掛けることになる。そのためか、小田に関する研究上の言及すら分野ごとに相互の連絡を欠いた

まま半ば断片化⁽¹⁾しており、その学術的業績の全容解明すら今後の課題となっている状況が続いている。

三重県鳥羽出身の小田は、神宮皇学館を中退後に上京し、やがて第一高等中学校予科に入学した。そしてその後の学制変更により第一高等学校を卒業し、さらに帝国大学文科大学史学科に進学する。年長ではあるが前出の黒板勝美より大学では三期下級にあたる。彼が自らも語るように⁽²⁾、坪井九馬三・星野恒・三上参次・那珂通世・林泰輔・ルートヴィヒ・リースといった帝国大学文科大学初期の教授陣より西洋史・国史・東洋(朝鮮)史といった当時における最新の史学研究の手ほどきを受けている世代である。その小田は1899年7月に大学卒業後、長野県師範学校・荻中学校(山口県)・徳島県師範学校・畝傍中学校(奈良県)での勤務を経て、1908年11月に第一高等学校教授に転任すると同時に、そのまま統監府設置下の韓国政府による傭聘を受ける形で学部編輯局の事務官に転出している。そして韓国併合後も引き続き朝鮮総督府の事務官に配置替えとなり、従前通り内務部学務局に編輯課長として勤務することになった。以降、京城帝大に転出するまでの小田は編輯課長として主に朝鮮人子弟向けの初等教育用学校教科書⁽³⁾の編纂責任者であったが、それとともに総督府系の刊行物・雑誌に史学関連の論文を精力的に公表⁽⁴⁾しはじめている。

ただし、小田個人の研究スタイルはいまだ「史談」「史話」的な域を脱するものではなかった。そしてその取り扱うテーマも「倭館・倭城」「儒学・文廟」「李朝の党争」「洪景来の乱」など極めて多岐に亘った。一編ごとの水準はともかく、決して研究上の体系や一貫性を具備したものではなく、このことがひいては朝鮮史学史の研究上に彼の名が偏在する大きな事由となっているようである。

＊

しかしながら、小田の活動におけるその最大の特徴はやはり学界の人的な組織化にある。これは早くも旧韓国時代における「朝鮮古書刊行会」ならびに「朝鮮研究会」での経験なり人的な繋がりに負うところが大であると言えよう。特に釋尾春荇(旭邦・東邦)(1875～?)が主宰する朝鮮古書刊行会の「朝

⁽¹⁾ 教育史分野では例外的に小田に関してそれなりの関心が払われている。特に小田が併合直後の「朝鮮教育令」(第一次)発布時期に学務局の筆頭事務官であったためであろう。この点に関しては佐藤由美『植民地教育政策の研究』(東京、龍溪書舎、2000年2月)を参照されたい。ちなみに筆者が確認した小田省吾および本人関連の編著作(単行本)は以下の通りである。

小田省吾・魚允迪『朝鮮文廟及陸廡儒賢 附朝鮮儒學年表朝鮮儒學淵源譜』(京城、朝鮮史学会、1924年3月)

小田省吾・瀬野馬熊・杉本正介・大原利武『朝鮮史大系』(全5巻、京城、朝鮮史学会、1927年8月)

小田省吾『朝鮮小史』(東京、魯庵記念財団、1931年10月)

小田省吾『朝鮮文化史上より見たる忠南』(忠清南道教育会、1933年5月)

小田省吾『辛未洪景來亂の研究』(京城、小田先生頌寿記念会、1934年9月)

小田先生頌寿記念会編『小田先生頌寿記念朝鮮論集』(京城、大阪屋號書店、1934年11月)

小田省吾『朝鮮陶磁史文献考 附釜山和館考』(東京、學藝書院、1936年3月)

小田省吾『増訂 朝鮮小史』(京城、大阪屋號書店、1937年11月)

小田省吾述『徳壽宮史』(京城、李王職、1938年6月)

⁽²⁾ 「小田省吾略歴自記」(小田省吾『辛未洪景來亂の研究』／京城、小田先生頌寿記念会、1934年9月に所収)。

⁽³⁾ これら日本統治期の「国史(日本史)」・朝鮮史教育の変遷とその消長に関しては、森田芳夫『韓国における国語・国史教育』(東京、原書房、1987年12月)を特に参照されたい。

⁽⁴⁾ 文教行政系の定期刊行物における小田の文章は後掲の【参考1】の通りである(ただし、『朝鮮教育會雑誌』第1～15号:1911年10月?～1912年12月は所蔵先不明のため筆者未見)。また小田は朝鮮総督府発行の『朝鮮彙報』にも「文祿の役に於ける加藤清正進軍路の一部調査」(1917年7月号)を掲載している。

鮮群書体系」刊行(1909～1917年、全83冊)、また菊池謙義(1870～1953)・青柳綱太郎(1877～1932)・細井肇(1886～1934)といった日本統治期の朝鮮に終始居住し続け、あるいは引き揚げまで経験する操觚界出身の人士、そして警察官出身で地方官も歴任する経歴を有する今村鞆(1870～1943)らとの相互の関係こそが、小田の業績を多種多様な場面で色づける結果⁽⁵⁾をもたらしている。

とりわけ、学務官僚時代の末期より手掛ける「朝鮮史学会」の組織化は朝鮮内における朝鮮史研究が体系性を備えつつアカデミックな色彩を持つに至る過渡期の出来事としても看過できない。

当時、朝鮮史編纂委員会の時期を経て新たに朝鮮史編修会が官制化され、その機関紙的な学術雑誌である『朝鮮史學』(1～7号、1926年)も刊行されるなど、飽くまでも官主導の御用団体色は拭えないものの、『朝鮮史講座』刊行(1923年)・『朝鮮史大系』(1927年)といった講座モノの刊行から『三國史記』/『三國遺事』(ともに1928年)・『新增東國輿地勝覽』(1930年)といった基本史料の翻刻と頒布事業は、史学の研究スタイルとしては新たな段階に突入していることを示している。この後、この京城を表舞台とする史学研究・史学同好の営みは京城帝大の教員・卒業生と朝鮮史編修会系の研究職官吏を糾合する青丘学会(『青丘學叢』を1930年から発刊)を組織し、また『青丘學叢』の終刊(1939年)を経て、吉野作造の明治文化研究会の系譜も引く「書物同好会」⁽⁶⁾なる、京城帝大の教員のみならず、今村鞆など在外の人士までを広く網羅する、言うならば懷古趣味が高じた書誌愛好の集いに還流していくのも、また一つの帰結であった。またほぼ時を同じくして朝鮮人側の学究による民族系学術団体としての「震檀学会」が1934年5月に設立され、後出の崔南善や申奭鎬らはその機関誌である『震檀學報』に健筆を揮った。唯物史観の影響を受けてはいるものの、近代的な実証主義に基づく朝鮮研究を標榜する集まりであり、また世代的に見れば日本式の教育を受ける人脈形成が軌道に乗り始めた時期にあたる。彼らこそが1950～60年代において韓国史の研究と教育を担う世代であったことはやはり見逃せないことである。

2. 『朝鮮半島史』編纂の中断と『朝鮮史』刊行

「独立運動」の洗礼と衝撃とを経る1919年3月以降の朝鮮において、1922年12月に総督府訓令64号によって「朝鮮史編纂委員会規定」が發布され、翌1923年1月に第一回目の朝鮮史編纂委員会が開催された。そして、これが1925年6月に勅令218号をもって官制化される「朝鮮史編修会」の成立につながる事となる。

なお、朝鮮史編修会に先立つ朝鮮史編纂委員会は、黒板勝美の大学時代の同窓であり、また宮崎県知事時代に「西都原古墳」発掘に携わった有吉忠一(1873～1947)が水野錬太郎の後任として兵庫県知事から総督府の政務総監として着任し、また反政友会連合としての加藤「護憲三派」内閣の成立

⁽⁵⁾ こうした言わば「朝鮮通」日本人言論人による朝鮮研究の動静については、拙稿「日本における近現代日韓関係史研究」(『日韓歴史共同研究報告書』第3分科篇 下巻、2005年6月)も併せ参照されたい。

⁽⁶⁾ 同会の経緯に関しては、会運営・機関紙編集の実務を担った櫻井義之の『明治と朝鮮』(東京、櫻井義之先生還暦記念会、1964年12月)、『青丘餘録』(流山、私家版、1980年6月)に詳しい。

に活躍した下岡忠治(1870～1925)がさらにその後任の政務總監に就任するという、二人の内務省官僚出身者が黒板の働き掛けによって具体化させたことは、一般に大正デモクラシーと呼ばれる政党政治華やかかなりし当時における朝鮮内の世相なり政情を窺う際には、一定の目安となることである。

さて、朝鮮史編纂委員会ないしは朝鮮史編修会に先立つ修史事業の前提には旧韓国時代以来の「旧慣調査」があったことも押さえておかねばならないことである。そもそも土地の所有関係を精査し、土地制度の近代的把握を期すために1906年7月に「不動産法調査委員会」が発足し、さらにこれが翌年10月に「法典調査局」として官制化されたことにより、種々の歴史資料が蒐集され始めていた。

この法典調査局は、併合後には総督府開庁後に置かれる「取調局」が引き継ぎ、さらに「参事官室」時期を経て官制改正により「中枢院」に旧慣制度にかかる調査事業が移管されている。特に宮内府・弘文館・奎章閣(宗親府書庫)・集玉齋・侍講院、および江華の鼎足山・茂朱の赤裳山・奉化の太白山・平昌の五台山におけるいわゆる四大史庫に収蔵されていた古記録・古図書の類は1915年12月までに整理が完了している。

そして、これと前後して「朝鮮半島史」編纂の作業が1915年7月から開始されている。なお、この編史事業の嘱託としては三浦周行・今西龍・黒板勝美の三名がその名を連ねることになった。この「朝鮮半島史」編纂の特徴はその「編成ノ要旨」に「日鮮人ノ同族タル事實ヲ明スルコト」と記される⁽⁷⁾ように、いわゆる「日鮮同祖」を前提にすることを明言している点であろう。「朝鮮半島史」編纂は当初の年限である1918年末までは史料の蒐集に重点が置かれ、やがて高麗と朝鮮最近世史以外の部分は脱稿したとされる⁽⁸⁾が、結局完成には至らず、そのまま朝鮮史編纂委員会に再編されることになった。森田芳夫はこの短命に終わった事業について「性急な総督府幹部の政治的意見から発議されたものと推測される」⁽⁹⁾とするが、「幹部」が誰を指すのかは不明である。しかし、その「性急」さの中には吉野作造から激しく批判される武断的な併合初期の統治策に加えて、韓国併合をもって古代の復古とみてる「日鮮同祖論」的な歴史認識も含まれたようである。

＊

そうするなか、1918年1月に中枢院内には「調査課」と「編纂課」が新設され、調査課長を中枢院書記官の小田幹治郎(1875～1929)が被命し、また編纂課長には当時はまだ学務局編輯課長であった小田省吾がこれを兼務したが、小田幹治郎がまず1923年3月末をもって退官し⁽¹⁰⁾、やがて小田省吾は

⁽⁷⁾ 朝鮮総督府『朝鮮半島史編成ノ要旨及順序 朝鮮人名彙考編纂ノ要旨及順序』(1916年9月)同書4頁。

⁽⁸⁾ 『朝鮮史編修會事業概要』(朝鮮総督府朝鮮史編修会、1938年6月)同書7頁。また『朝鮮舊慣制度調査事業概要』(朝鮮総督府中枢院、1938年2月)にも「斯くて上古三韓・三國時代・統一後の新羅及び朝鮮時代の四項に付いては一應脱稿したるも高麗時代、最近世の二項は脱稿に至らず。」(同書147頁)とある。なおこれを裏付けるように、慶尚大学校図書館・春秋文庫(南冥学館・文泉閣)には『朝鮮半島史』第一編・第二編・第三編・第五編(請求記号:古(尙書)B3Bㄱ53ㄱ)が所蔵されている。第一編と第五編、第二編と第三編がそれぞれ紐で合綴され、第一編は「朝鮮総督府」、第五編は「朝鮮総督府中枢院」の罫紙を使用したペン書き原稿である。また第二編・第三編は謄写版であり、まれに朱入れ・付箋がある。ちなみに第二編の表紙に「小田蔵書」の朱印が押されていることから小田幹治郎の旧蔵本と推定される。また第三編裏表紙の内側部分に「東京韓国研究院図書印」の朱印と、登録日と推定される「1974.11.14」の刻印がある。

⁽⁹⁾ 森田前掲『韓国における国語・国史教育』同書144頁。

⁽¹⁰⁾ 小田梢『小田幹治郎遺稿』(1931年3月)巻末所載の「官歴」(同7頁)による。なお小田幹治郎は和仏法律学校(法政大学の前身)で梅謙次郎の薫陶を受けた法官出身であり、長野裁判所判事を経て1907年1月に平安北

1924年に開学する京城帝国大学の教授(予科部長)に配置替えとなった。また朝鮮史編纂委員会を経て朝鮮史編修会が組織されると、中枢院の編纂課は廃止された。また調査課には研究職の専任高等官は配置されず、属官のほか各調査事務(朝鮮史編纂、旧慣及制度調査)に従事する嘱託が配置され、朝鮮史編修会の官制施行に伴い中枢院の修史関係スタッフと編史業務は朝鮮史編修会に移管されることになった。なお朝鮮史編修会の会長職は各代政務総監の官職指定ポストとなり、また顧問には黑板勝美や内藤湖南の他には名誉職的に朝鮮貴族や中枢院参議に振り分けられている。さらに委員としては中枢院書記官長・李王職次官・経学院副提学など儀典系の官員らが配置されるほか、実務職としては内藤湖南の高弟で、操觚界から学界に転じ、満鉄の歴史地理調査事業に従事した稲葉岩吉(1876～1940)、維新史料編纂会の編纂官補から朝鮮総督府学務局古蹟調査課の鑑査官を経て編輯課編修官を経る藤田亮策(1892～1960)、老論出身の儒林・史家である洪憲(1884～1935)の三名が修史官に任官した。藤田はまもなく京城帝大に転出し、その後任に東京帝大史学科卒業直後の黑板門下生・中村栄孝(1902～1984)が任命されるが、まさに「満鮮史」と「帝大史」の学統に在来の朝鮮史家が加わる陣容は朝鮮史編修会におけるその組織構成上の際だった特徴をなしている。

これら修史官に若干の修史官補と書記・嘱託らによって今度は『朝鮮史』の編集と刊行が行われることになる。なお「朝鮮半島史」編纂挫折の教訓からか、今度は10ヶ年の年次計画でもって立案されていた。そして、最終的には1940年3月における「総索引」刊行によって完結した。

さて『朝鮮史』の編纂スタイルは「編年体」が採用され、第一編(新羅統一以前:全3巻)・第二編(新羅統一時代:全1巻)・第三編(高麗時代:全7巻)・第四編(朝鮮時代前期:全10巻)・第五編(朝鮮時代中期:全10巻)・第六編(朝鮮時代後期:全4巻)なる構成を持ち、かつ蒐集史料でもって「稿本」を作成したのちにそこから「綱文」部分を抜き出して史料原文そのものは掲載しない、東京帝大・史料編纂所の『史料綜覧』ないしは維新史料編纂会の『維新史料綱要』の編纂形式が採用されている。

ただし、「第一編」のみは日朝中の紀年が相違するため、「朝鮮史料」・「日本史料」・「支那史料」に三分割させた上で、『大日本史料』と同様に史料原文も編年でもって収録する形式が採用された。特に、その編年の原則はそれぞれの「正史」、すなわち『三国史記』・『日本書紀』・『史記』の朝鮮関係史料からそれぞれ抜粋することによって構成することであった。それゆえ、「朝鮮史料」は「朴赫居世」、「日本史料」は「素戔鳴尊」、そして「支那史料」は「箕子」から記述が開始されることになり、「古朝鮮」をめぐるはまさに史伝と神話が混在する結果となった。

ここで生じたのがいわゆる「檀君」の取り扱い問題である。周知の通り、「檀君」は新羅の正史たる『三国史記』にはその名は登場せず、野史でありかつ13世紀に成立する『三国遺事』が文献記録上の初見である伝説上の王である。

それゆえに正史をもって編年体で構成される『朝鮮史』にあっても、「朝鮮史料」篇の冒頭に檀君の

道裁判所法務補佐官として着任した。その後、法典調査局に移り、さらには取調局から参事官室勤務を経るなかで旧慣調査・古蹟調査・朝鮮語辞典編纂などの過密な業務に中心的な立場で携わった。

名が登場することはなかった。いわゆる「檀君伝説」は李氏朝鮮王朝期にその祭祀・儀礼が確立しており⁽¹¹⁾、その伝承が史的事実として観念されるのは比較的新しい時代であるとも言われる。また、文献批判を通じた日本の東洋史研究においては当初よりその実在そのものは否定されていたものの、早くから東洋史学者の那珂通世や白鳥庫吉も注目しており、研究上で言及されることそれ自体が否定されることはまったく無かった。むしろ事あるごとにその言説は繰り返されるのであり、例えば早くより『三国遺事』の古刊本を入手していた今西龍は、

高句麗時代には平壤の古地名として傳へられし王險が、高麗朝の初め頃より王儉仙人となり仙人王儉と轉じ、平壤開基の仙人の實名と變ぜしものに、高麗朝半ばすぎに檀君てふ尊稱を捧げ檀君王儉とし朝鮮創始の神人となせしものなり⁽¹²⁾

と歴史地理学的な手法による古地名比定の観点から述べ、また「檀君に関する傳説も九月山のあたりにあつて、之も極く新しい傳説であり新しい國民の信仰であるけれども、之も平壤附近にもつて行つたと云ふことは矢張朝鮮の人の考に、平壤附近は古く開けた地方であると云ふ考があつた爲だと思ふのである」⁽¹³⁾と、黑板勝美も檀君の神話・伝承的な価値には言及している。このように後年にあつて朝鮮史編修会の顧問や委員を務める史学者たちにとっても「檀君」とは座視できない存在であつたとともに、彼らの主たる関心は古蹟調査事業の結果として次第に明らかとなる西北地方における考古学的知見の解釈、すなわち「衛滿朝鮮」や「漢四郡／樂浪郡」の方に向いていたのである。

そもそもこの論争は1923年1月に開催された第1回目の朝鮮史編修委員会において委員の鄭萬朝（経学院副提学）と李能和（総督府学務局編修官）から提起されたものであつた。なお、『朝鮮史編修会事業概要』（1938年刊）にはこの委員会における議事の模様が抜粋して採録されており、第1回の委員会以来、朝鮮側の委員によって檀君の問題が繰り返し提起され続けられたことが確認出来る。

特に論争のクライマックスは第8回（1934年7月）の委員会においてであつた。崔南善（1928年より編修会囑託、委員を兼任）が「抑々檀君・箕子は歴史的人物であるか神話的人物であるか、これは研究物であります、少なくとも朝鮮人の間にはこれが歴史的事実と認識されたものであります。然るに本會の朝鮮史に之を採入れなかつたのは我々朝鮮人として甚だ憾み多いことであります。これが爲に本會の朝鮮史は朝鮮人の間によく徹底されて居ません。」⁽¹⁴⁾と弁駁した場面はよく知られている。民俗学者にして少年文学の普及にも努めた崔南善が1926年に『東亞日報』紙上にて連載発表（1926年3月3日～7月25日）した「檀君論」（全77回）以来、とかく「檀君」が民族主義的な色彩で語られることが多くなっていた。また崔はこれに先立つ東亜日報の紙面で小田省吾を名指して批判（「檀君否認の妄」／

⁽¹¹⁾ 李氏朝鮮王朝初期における檀君祭祀儀礼の祀典編入問題に関しては桑野榮治氏の論考（「李朝初期の祀典を通してみた檀君祭祀」『朝鮮学報』135、1990年4月）・「檀君祭祀儀礼の分析」『年報 朝鮮學』1、1990年12月）などを参照されたい。また、『三国遺事』と『帝王韻紀』の檀君紀年の相違に着目した論考に原田一良「『本紀』檀君即位年の復元」『朝鮮学報』184、2002年7月）がある。

⁽¹²⁾ 今西龍「檀君の説話に就いて」（『歴史地理』臨時増刊朝鮮号、1910年11月）同書229頁。

⁽¹³⁾ 黑板勝美「大同江附近の史蹟」（『朝鮮彙報』〈朝鮮総督府月報改題〉1916年11月号）同書6頁。

⁽¹⁴⁾ 前掲『朝鮮史編修会事業概要』同書68頁。

1926年2月11・12日付)するなど、早い時期から対決姿勢を鮮明にしていた。

これに対して日本側の史家たちは正史を用いた編年史料の編纂という原則論で弁駁するのであり、『朝鮮史』の第一編第一巻「朝鮮史料」における高句麗始祖に関する部分においては『三国遺事』の檀君関係記事を採録⁽¹⁵⁾しているのも事実である。ただし、『朝鮮史』編纂の特色はむしろ高麗末・李氏朝鮮時代にかかる対日関係記事の集成的作業である。とりわけ、朝鮮史編修会が黒板勝美の斡旋によって旧対馬藩主・宗氏所有のいわゆる「宗家文書」を調査・購入するのも1926年のことである。また「壬辰倭乱」時の宰相・柳成龍の後孫宅から『懲毖録』草本が、また李舜臣自筆の『亂中日記草』、柳希春自筆の『眉巖日記草』などが地方史料探訪によって発見され、これら稀覯史料は1932年から順次に「朝鮮史料叢刊」として翻刻、あるいは影印復刻されていった。そしてそうした一連の作業の実務を中心的に担ったのは編修官を務める中村栄孝(1902～1984)であった。

＊

さて、『朝鮮史』の刊行は第六編第四巻の発刊(1938年3月)によって本編の刊行作業が完了した。この最終巻は「明治二十七(高宗三十一)年六月二十七日」まで、すなわち日清開戦直後の「成歎の戦い」まででその記述が終わっている。本来であるならば、特に「正史」を強く意識した『朝鮮史』であればこそ、その記述の最後は「韓国併合」の日をもってなすべきであるが、それはついぞ行われることはなかった。

ただし、各種の一般書レベルでは「併合」あるいは「総督治世」期まで取り扱われることは多く、必ずしも当該期を記述すること自体がタブーであったわけでもなかった⁽¹⁶⁾。しかしながら、『朝鮮史』のようにその史料の出典を明示する形で記述することはためらわれたであろうし、何より使用すべき史料の分量も膨大なものとならざるを得なかった。

といって朝鮮史編修会はただ手を拱いていたわけでもなかった。特に途中から嘱託として『朝鮮史』編纂に参画し、『朝鮮史』刊行終了後は編纂主任として実質的に編修会を取り仕切る田保橋潔(1897～1945)は自らの研究の傍ら、1937年以降は朝鮮総督府文書課に保管された日本公使館・韓国統監府の公文書を調査・撮影し、また京城帝大に移管後の旧奎章閣図書から旧大韓帝国の機密文書の調査を進め、第二次大戦末期には『近代朝鮮史研究』(1944年)を刊行するなど、来るべき「併合史」編纂の時期に備えていた⁽¹⁷⁾。第二次大戦末期には『近代朝鮮史研究』(1944年)を刊行するなど、来るべき「併合史」編纂の時期に備えていた。そしてまた今日においても名著の誉れ高い田保橋の『近代

⁽¹⁵⁾ 朝鮮史編修会編『朝鮮史』第1編第1巻(朝鮮総督府、1932年3月)同書11～12頁。

⁽¹⁶⁾ 『尋常小學日本歴史補充教材教授参考書 巻二』(1922年12月)を見ると、韓国併合までの時期が詳細に解説されており、小田省吾、ないしは学務局編輯課としてはそうした近代史関連の事項を教えることを等閑視していたわけではないようである。

⁽¹⁷⁾ 中村栄孝「朝鮮史の編修と朝鮮史料の蒐集 ―朝鮮総督府朝鮮史編修会の事業―」(『古文化の保存と研究 黒板博士の業績を中心として』/黒板博士記念会、1953年2月)同書424頁。なお、韓国の国史編纂委員会には『昭和十四年九月 吉林新京奉天旅順大連史料探訪復命書』・『昭和十七年三月三十一日 北支及中支出張復命書』・『昭和十九年十月 忠清南道史料探訪復命書』(いずれも和文タイプ謄写)といった田保橋が戦時期に修史官の田川孝三を伴っての史料調査にかかる関連資料が残されている。

日鮮関係の研究』(1940年刊)が完成するのも、『朝鮮史』刊行終了後における編修会の組織なしには成立しえなかった。ただし、同著は秘密出版とされ一般での販売公刊はなされず、また東京帝大文学部国史学科に学位論文として提出されたものの、審査にあたった主任教授の平泉澄が体裁不備を理由に通さなかったと伝えられる⁽¹⁸⁾一書でもある。それはともかく、近代史分野に関しては史料の蒐集そのものは継続され、また1930年から小田省吾を中心として朝鮮国王・大韓帝国皇帝の「実録」編纂も李王職・中枢院の事業として開始され、また「史料蒐集委員」として民間から菊池謙讓も編纂に加わる⁽¹⁹⁾など、来るべき「近代史」ないしは「併合史」の叙述を強く意識した同時代者たちの修史活動が加わるようになっていたのであった。ただ小田省吾が「史料は従来歴代實録の編纂せられたと同様に、承政院日記、日省録等を主」としつつ、「體裁は大體哲宗實録を標準として之に倣つて」⁽²⁰⁾いると説明するように、朝鮮王朝・大韓帝国の「正史」叙述のスタイルを遵守する形式にも相当にこだわりを見せていた。

3. 京城帝国大学・朝鮮総督府中枢院・李王職、それぞれの「史料編纂」

前節までに見たように、日本統治下の朝鮮においては行政主導の史料蒐集・古蹟調査が先行し、またその官僚組織の中から初期には小田のような教育行政—学界—大学—史料編纂を股に掛ける人材も輩出されていた。さらに朝鮮史編修会の事業に一段落が付けられ、その組織が縮小されると、今度はこれに代わるべき存在として京城帝国大学、とりわけ法文学部の史学科スタッフと、旧韓国以来の古書籍を膨大に所蔵する大学図書館(特に「奎章閣」図書)の存在が満を持した形で、その斯界における地位⁽²¹⁾を押し上げていくことになる。

なお、京城帝大の法文学部史学科には当初より「朝鮮史学講座」が二講座分確保されており、第一講座は西龍から藤田亮策へ、また第二講座は小田省吾から末松保和へと引き継がれた。また、18回の卒業期の内、朝鮮史学専攻の卒業論文は筆者が確認しえた第16回(1943年9月卒業)⁽²²⁾までで選科修了を含めて30本を数え、その民族的内訳は朝鮮人:日本人=16:14であった。ちなみに卒業後の進路は内地の帝大と同様に中学校・高等普通学校・各種実業学校といった中等学校にて教鞭をとるケースが多く、また第1回生の申奭鎬⁽²³⁾、第2回の尹瑤均、第3回の田川孝三はそれぞれ朝鮮史編

⁽¹⁸⁾ 「先学を語る —田保橋潔先生—」(東方学会編『東方学回想V 先学を語る(4)』(東京、刀水書房、2000年5月)。

⁽¹⁹⁾ 『高宗太皇帝實録』卷四十八、および『純宗皇帝實録』卷四(韓国・国史編纂委員会より『高宗純宗實録』として1970年に影印刊行)のそれぞれ巻末に実録編纂委員の名が収載されている。

⁽²⁰⁾ 小田省吾「李王職の實録編纂事業に就て」(『青丘學叢』13、1933年8月、同書187頁)。

⁽²¹⁾ 史学科のみならず、法文学部全体の学術的活動に関して最も網羅的な記述となっている文章に、田川孝三「京城帝国大学法文学部と朝鮮文化」(『紺碧遙かに —京城帝国大学創立五十周年記念誌』/京城帝国大学同窓会、1974年10月)を挙げることができる。

⁽²²⁾ 後掲の【参考3】を参照されたい。なお、『京城帝國大學學報』1~202号(1926~1944年)・『京城帝國大學豫科一覽』・『京城帝國大學一覽』・『京城帝大史學會報』1~18号・『學叢』(京城帝国大学文学会)1・3号などにて確認と照合の作業を行った。

⁽²³⁾ 1904~1981年。専検合格を経て京城帝国大学予科に入学し、1929年に京城帝国大学法文学部(史学科・朝鮮史学専攻)卒業後、朝鮮史編修会の囑託に採用された。その後は修史官補(属官)から編修官(本官)に累

修会に採用されている。

さて、京城帝国大学は独自の史料収集部局を整備していたわけではないものの、旧韓国政府から総督府に引き継がれ、最終的に大学に移管される「奎章閣」の図書を1935年より朝鮮史編修会のスタッフを動員して「奎章閣叢書」と名付けるシリーズで敗戦直前まで刊行を継続させているなど、小規模ながら「史料編纂」とその学術的普及を目論んでいた。そもそもこれはすでに1929年末の時点でプロセス製版による李朝実録(太白山本)の影印刊行を行っており、三十部限定で作成された李朝実録のリップrint版は結果的に関東大震災で灰燼と化した東京帝大への移管本(五台山本)の喪失感を薄める役割を果たしていった。

これらの重層的、かつ輻輳した人間集団によって創り出されていく朝鮮史の「修史」、あるいは「史料編纂」なるものの政治的プロセスは当然、日本の朝鮮統治下の「近代」に固く縛られたものであったにせよ、その編纂のコンセプトそのものは東洋史・中国史における「正史」編纂の方法を愚直なまでに踏襲しようとしていたのではある。しかも近代史学においては厳密な史料批判、古代史においては紀年の一致などが追求される以上、歴史叙述における一定の「潤色」なり「史料操作」に常に自覚的でなければならなかった。そうした観点から朝鮮史編修会の手による『朝鮮史』を、あるいは「朝鮮史学」そのものを見つめるとき、あらゆる意味において「正史」編纂とその叙述の場であったことが明らかである。

4. 朝鮮史教育と国史（日本史）教育の狭間

さらに本節では以上の史料収集と編纂を踏まえた史述の実践、とりわけ初等教育の現場における歴史教育の動向にも視線を投げかけておきたい。すなわち、併合前後期から1920年代までの歴史教科書編纂にあたったのは他ならぬ学務官僚時代の小田省吾であり、またその業務を実質的に襲うことになるのが、『朝鮮史』の刊行終了とともに朝鮮史編修会の修史官から学務局の編修官に配置換えとなる中村栄孝であることによる。

さて、日本統治期の朝鮮における、第三次改正朝鮮教育令(1938年3月)以前の「国史」教育は、内地人子弟向け、すなわち小学校・中学校・高等女学校等における教科目としてのそれと、朝鮮人子弟向け、すなわち普通学校(六年制のみ、四年制では教授されず)・高等普通学校・女子高等普通学校等におけるそれとに大別されていた。内地人子弟には当初、文部省の教科書がそのまま使用されていたが、その一方で主として朝鮮人子弟向けの「国史」教育においては「補充教材」として朝鮮史関連の史実が挿話や別課の形式で教授されていた。以下にまずは時期毎の教科書を列記してみよう。

1919年の三・一独立運動を経て、朝鮮総督府は普通学校の年限をそれまでの4年から6年に延長を行うとともに、内地人向けの小学校においてのみ行っていた「国史」教育を朝鮮人児童にも実施することとした。そして1922年2月に朝鮮教育令の改正が行われ、その際に導入される『普通學校國史』は、

進した。戦後は高麗大や成均館大などで教鞭をとるとともに、国史教科書の執筆編集や国史担当教員の養成も行う「国史館」(のちの国史編纂委員会)の設立に尽力した。

内容としては『尋常小學國史』に「朝鮮事歴」を補充する形で朝鮮史の内容も教えられることになっていたが、すでに第一次朝鮮教育令の末期には『尋常小學國史補充教材』が作成され、「朝鮮事歴教材」の内容に不足があるときには適宜に参照して補充するものと定められていた。

第一次朝鮮教育令時期

『尋常小學國史補充教材 卷一 兒童用』(1920年12月)

『尋常小學國史補充教材 卷二 兒童用』(1920年12月)

第二次朝鮮教育令時期

『朝鮮事歴補充教材』(1922年3月)

『普通學校國史 上巻 兒童用』(1922年12月)

『普通學校國史 下巻 兒童用』(1922年12月)

『普通學校國史 卷一』(1932年3月)

『普通學校國史 卷二』(1932年3月)

第三次（～四次）朝鮮教育令時期

『初等國史 卷一』(1937年3月改訂翻刻)

* 1932年版の『普通學校國史』を改訂

『初等國史 卷二』(1938年2月)

『初等國史 第五學年』(1940年3月)

『初等國史 第五學年』(1944年3月翻刻)

『初等國史 第六學年』(1941年3月翻刻)

『初等國史 第六學年』(1944年3月)

なお1922年版の『普通學校國史』では朝鮮史関連事項はいまだ独立した課ではなく、「朴赫居世王／新羅一統／王建／大覺國師／朝鮮の太祖／李退溪と李栗谷／英祖と正祖／朝鮮の國情」からなるトピック項目として挿入されていた。これが1932年版では「第五 昔の朝鮮／第十一 新羅の統一／第十六 高麗の王建／第二十四 高麗と蒙古／第三十二 朝鮮の太祖／第三十七 李退溪と李栗谷／第四十四 英祖と正祖／第五十一 朝鮮の國情」としてそれぞれが課として独立している。

さて、上の『普通學校國史』における朝鮮史関係部分の冒頭にはいずれも「箕子」が登場している。同教科書の教師マニュアルたる『尋常小學日本歴史補充教材教授參考書』(卷一／朝鮮教育研究会編、1920年4月、卷二／1922年12月)および『普通學校國史教授參考書(朝鮮事歴教材)』(1923年3月)には「朝鮮半島にて國をなせしものの最も古くより傳はるは前に記せる箕子なるが、尚其の以前に檀君なるものありしことを往往にして信ずるものあり。因つて此處に一言すべし」として檀君伝説の説明に数頁を割き、ほぼ後年の朝鮮史編修会における論争と同様に檀君の史実性に実史料を掲げて疑

義を呈し、かつ「李朝時代有名の學者にして該傳説の妄誕不稽信ずるに足らざること、竝に該傳説が僧侶の手によりて捏造せられたるものなることを論じたるもの少なからず。近時内地に於ける學者亦皆同一の結果を示せり。因つて本書は該傳説を採らず⁽²⁴⁾」との立場が明らかにされる一方、朝鮮史の学習としては一貫性を持つように配慮されていた。

しかし、「天皇機関説」問題や「国体明徴」運動が喧しくなる1930年代前半において、国史教科書における朝鮮史教育は大きな後退を余儀なくされることになった。森田芳夫によれば「国史における朝鮮史事項が課として独立していることなどに対して、きびしい批判が起こった。時あたかも満州事変勃発後、日本国内では、国体明徴、皇道主義の主張が力を占めつつあった時である⁽²⁵⁾」とされる。朝鮮内において具体的に、しかも誰によってそうした空気の醸成がなされたかについて今のところ本稿は詳らかにしえない。ともあれ、1938年における第三次改正朝鮮教育令下における『初等國史』の編纂はそうした時勢を強く反映させつつ行われた。

1935年2月にはまた、「臨時歴史教科用図書調査委員会⁽²⁶⁾」が官制化され、次なる教科書編纂が目論まれるに至る。再び森田芳夫の言に依れば、「歴史教科書を調査検討した結果、朝鮮史関係事項が国史の主体をなすべき教材と連絡統一を欠き、二元的であること、また日本人、朝鮮人が別個の教科書で指導されていることの二点が指摘された⁽²⁷⁾」とされ、1937年3月に元来の『普通學校國史』を改訂翻刻する形で配布される『初等國史』は、折からの「内鮮一体」政策、とりわけ文教行政的には普通学校を小学校、高等普通学校を中学校に変更を行う施策に即応する形態、すなわち例えば元来の箕子や朴赫居世の話が「神功皇后」の課に編入されるなど、内容を縮小しつつも、「国史」の記述と並列に記載される体裁がとられることにより、「国語を常用せざる」児童のみならず、「国語を常用する」児童に対しても一定の朝鮮史事項が教えられることをもたらしている。しかし、その教科書は一見しても継ぎ接ぎ感を払拭することは出来ない不出来な教科書に成り下がったとも言える。

こうした「旧版」の『初等國史』に対して1940年3月に刊行される新版の『初等國史』は新たな構想でもって編まれることになった。その国史教科書編纂の中心にあったのがまさに中村栄孝その人である。

『日鮮関係史の研究』(1969年刊)の著作等で戦後の斯界にも大いなる足跡をのこす中村は、既に述べた通り、大学卒業とともに恩師・黒板勝美の周旋により、新設される朝鮮史編修会に入る。そして修史官として長らく史料の蒐集と『朝鮮史』の編纂業務に従事した。そして、同会による『朝鮮史』の刊行事業が終了するにともない、1937年10月から総督府学務局編輯課に転任⁽²⁸⁾となり、同課の編修官

(24) 『尋常小學日本歴史補充教材教授參考書 卷一』(朝鮮教育研究会編、1920年4月)同書9頁、および『普通學校國史教授參考書(朝鮮事歴教材)』(1923年3月)同書10頁。これらの執筆者は明示されていないものの、小田省吾による「謂ゆる檀君伝説に就て」(『文教の朝鮮』6、1926年2月)の内容からしても小田本人であるとはほぼ断定しうる。

(25) 森田前掲『韓国における国語・国史教育』同書141頁。

(26) 臨時教科書調査委員会は1928年6月から朝鮮総督府内に設置され、委員長は政務總監が務め、委員には京城帝大の教授や中枢院参議らが、また幹事には学務局の視学官・編修官が就任していた。なお、1930年段階での委員長は児玉秀雄であり、また小田省吾も委員として加わっていた(『昭和五年七月一日現在 朝鮮總督府及所屬官署職員録』1930年7月)。

(27) 森田前掲『韓国における国語・国史教育』同書142頁。

(28) ただし、単なる配置換えではないようである。『朝鮮總督府官報』によると1937年6月26日付で満洲建国大学教授に転出する稲葉岩吉とともに修史官を「依願免本官」(同3137号)となっており、あらためて同年10月1日付で編修官に再任官(同3218号)する人事手続きがとられている。「中村栄孝教授略歴・著作目録」(『名古屋大

(1940年4月22日付けで教学官も兼官⁽²⁹⁾、1945年3月7日付けで教学官専任⁽³⁰⁾、同年6月16日付けで編修官を再兼官⁽³¹⁾)として、主に「国史」教科書の編纂事務と教育方針の策定とに携わっている。ちなみに中村が学務局に勤務していた当時の編修課長は島田牛稚⁽³²⁾なる広島高等師範学校出身の社会教化畑が長い中等学校教員経験者であり、また同僚の編修官たちもその多くは学校現場からの「叩き上げ」の官吏、もしくは京城帝大出身者にて占められていた。

参考までに1942年当時の学務局編輯課の官員配置(高等官以上)を示せば以下の通りである。

編修官三等二級	課長從五勲五	島田 牛稚			
編修官四等一級	從五勲六	中村 榮孝	同四等四級	正六勲六	富山 民藏
同五等五級	從六勲六	吉田 正男	同五等六級	從六	金子 昌鈞
同五等六級	正七	森田 梧郎	同六等六級	正七	木下 好治
同七等八級	從七	廣瀬 續	理事官七等七級	從七勲七	戸之内 三郎

【典拠】『昭和十七年七月一日現在 朝鮮總督府及所屬官署職員録』(1943年3月)

なお、上掲の表中、「金子昌均」は京城帝大史学科第1回卒業の金昌均の創氏名であり(【参考3】参照)、この後は忠清南道の大徳郡守に転出(1943年1月23日付、1945年5月18日付で青陽郡守に配置替え)している。さらに森田梧郎と廣瀬續の両名は国語教科書の編集担当官であり、共に京城帝国大学法文学部の選科を修了しており(森田はのちに本科も卒業)、在学中は国文学者・高木市之助の指導⁽³³⁾を受けている。ちなみに1944年3月31日付けの人事異動で京畿中学校長に転出する島田の後任

学文学部研究論集』41〔史学14〕、1966年3月)にも1937年6月26日付で学務局編輯課嘱託となったと記されている。また中村榮孝(聞き手 田中健夫・北島万次)「国史学界の今昔② 朝鮮史と私」(『日本歴史』400、1981年9月)にも官歴に関する若干の言及があるが、こうした任用手続きの詳細は不明である。

⁽²⁹⁾ 『朝鮮總督府官報』第3979号(1940年4月30日)「叙任及辭令」。

⁽³⁰⁾ 『朝鮮總督府官報』第5428号(1945年3月12日)「叙任及辭令」。

⁽³¹⁾ 『朝鮮總督府官報』第5517号(1945年6月26日)「叙任及辭令」。

⁽³²⁾ 島田牛稚(しまだ・うしか)の判明している経歴は以下の通り。

愛媛県出身、1888(明治21)年9月4日生、広島高等師範学校徳育専攻科卒／山口県師範学校附属小学校主事／大手前高等女学校校長(在:1935年11月～36年9月)／大阪府視学官・督学課長・学務課長・社会教育課長・大阪府教護連盟理事長／京畿道視学官(1938年7月)／朝鮮總督府学務局編修官・編輯課長(1940年4月～1944年3月)・京城保導連盟理事長／京畿公立中学校長(1944年4月～1945年)／交野女子専門学校教授／豊中市学務課長(1947年)／豊中市教育長(1950～60年代)／豊中市教育研究所長(在:1949年4月～1952年10月)／梅花短期大学家政科教授(道德教育担当:1967～1969年頃在職か)

主な著作:『小學校に於ける歴史教材の敷衍と附説』上・下(東京、目黒書店、上:1918年4月、下:1918年12月)／『世界地理變動教材の解説』(東京、目黒書店、1920年9月)／『現代教育諸相の由來と批判』(東京、實文館、1926年1月)＊鎌塚扶(京城師範学校教諭)との共著／『国史教育論及日本女性の研究』(大阪、高橋南益社、1927年8月)／『國民精神の史的考察と吾等の覺悟』(大阪、大阪府督學課、1928年)／『兒童生徒校外生活指導に關する研究』(大阪、大阪府中等学校校外教護連盟、1933年11月)／『校外教護事業に關する研究』(大阪、大阪府教護連盟、1934年10月)／『母親讀本』(京城、朝鮮公民教育会、1943年4月)／『母親讀本』(大阪、千代田出版社、1947年8月)／『時代に歩む母』(大阪、大阪教育図書株式会社、1960年9月)／『これからの母親讀本』(大阪、大阪教育図書株式会社、1972年8月)／『これからの家庭教育』(大阪、大阪教育図書株式会社、1982年3月)。

⁽³³⁾ 森田梧郎(1896～1950、新潟県新発田出身)に関しては拙稿「戦時下の朝鮮における『醇正ナル国語』の再編成」(『史鏡』56、2008年3月)を参照されたい。また廣瀬續(1904～没年未詳、熊本県玉名出身)は玉名中学

発令として春川師範学校長の伊倉健治が編修課長に補職⁽³⁴⁾された。また吉田正男は1944年7月31日付けで全羅南道の視学官に転じ⁽³⁵⁾、その後任には京城女子師範学校教授の渡邊勝也が着任⁽³⁶⁾した。さらには富山民藏も1944年3月31日付けで京城第三高等女学校長に転出⁽³⁷⁾、新規に利光勉が1944年11月21日付けで京城旭丘中学校教諭から着任⁽³⁸⁾するなど、いったんは1944年度内に編修課の人員はほぼ刷新されている。ただ戦時末期における機構の縮小改編で編修課は1945年4月17日付けで廃止され、各編修官は学務局付のまま、場合によっては勅令第63号(1945年2月13日⁽³⁹⁾)に基づき、現官職のまま京畿道在勤(伊倉健治/1945年4月17日付⁽⁴⁰⁾、もしくは京城府在勤(森田梧郎・戸之内三郎/1945年4月18日付⁽⁴¹⁾)といった形で分散配置された。

ともあれ、まずは中村による新版『初等國史』の編集方針を彼の言葉⁽⁴²⁾を借用して整理しておこう。中村は歴史教科書に利用される歴史史料について、

國史の教材は、教材を過去の歴史事實に採る。故に、教材は嚴密に専門學術的見地より検討せられたる、精確な史實でなければならない。然しながら、國史教育の目的とするところは、史實の記憶でも、再現でもないのである。史實を通じて行はれる歴史的理會力の育成であり、ひいては、百般の社會事象に對する正しき認識の力と、嚴正穩健にして妥當なる批判の力とを啓培することではなければならぬ。

と述べ、史料批判やそれに基づく史述と、歴史教育そのものにおけるその位置づけの相違を説明するとともに、あくまで教育方法と段階的な理解力の涵養にこそ重点が置かれるものとする。さらに中村は教育項目の順番に関しても次のように述べる。

直進法による國史一回の學習法を改めて、特に循環の方法により、第五學年に於いては、我が國の獨自性の理會に目標を置き、(中略)第六學年は、我が國の世界性理解を目標となし

校から広島高等師範学校第二臨時教員養成所を経て教職に就き、山梨県立日川中学校教諭(1925年)から京城公立商業学校教諭(1927年)に転じた後、朝鮮總督府学務局の囑託(1934年)・同編修書記(1937年)・同編修官(1942年)を務めた。戦後は郷里の熊本に引揚げ、1947年から旧制玉名中学校・新制玉名高等学校の教諭を務めた後、1962年からは鎮西高等学校および真和中学校・高等学校にて英語と国語の教鞭をとった(学校法人鎮西学園所蔵の「職員履歷書」の記載に基づく。閲覧を許可された同学園の上田祐規理事長にこの場を借りて御礼申し上げます。)

(34) 『朝鮮總督府官報』第5154号(1944年4月12日付)「叙任及辭令」。

(35) 『朝鮮總督府官報』第5249号(1944年8月3日付)「叙任及辭令」。

(36) 『朝鮮總督府官報』第5249号(1944年8月3日付)「叙任及辭令」。

(37) 『朝鮮總督府官報』第5154号(1944年4月12日付)・第5155号(1944年4月13日付)「叙任及辭令」。

(38) 『朝鮮總督府官報』第5344号(1944年11月27日付)「叙任及辭令」。

(39) 官報に告示掲載された令文を示せば以下の通り。「昭和二十年二月十三日勅令第六十三號 大東亞戰爭ニ際シ鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要軍需物資ノ生産擴充、主要食糧ノ確保、防衛ノ徹底強化其ノ他綜合國力ノ擴充運用上緊急ノ必要アル場合ニ於テハ本屬長官ハ其ノ指示スル所ニ從ヒ其ノ所屬職員ヲシテ臨時ニ之ガ爲ニ必要ナル業務ニ従事セシムルコトヲ得 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム 附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」(『官報』5423号、1945年2月14日付)。

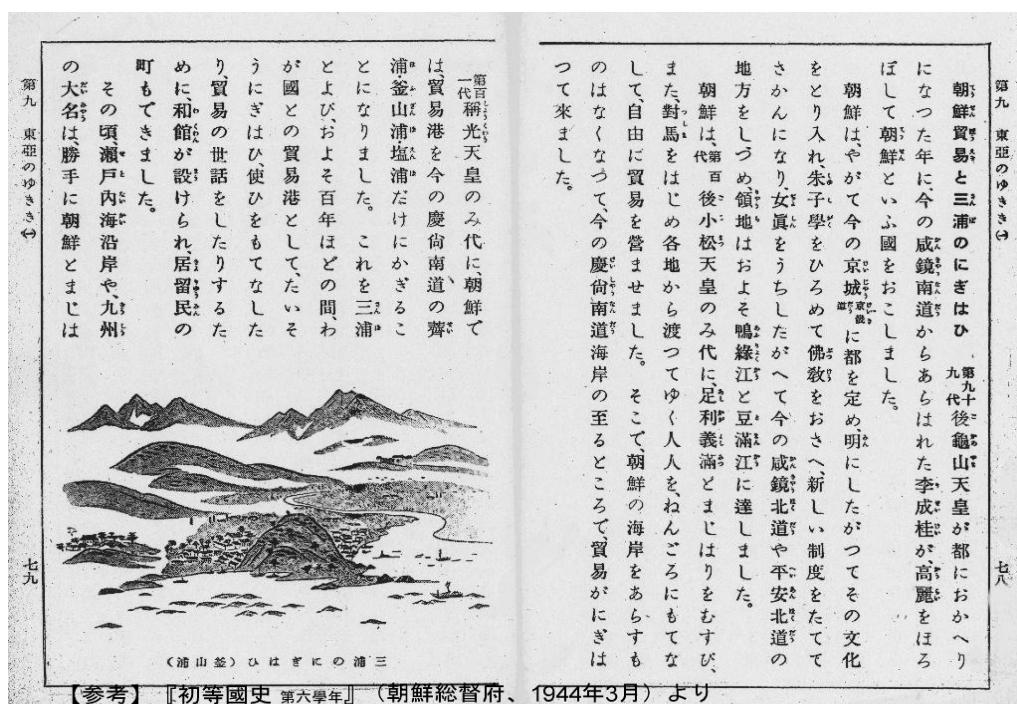
(40) 『朝鮮總督府官報』第5459号(1945年4月19日付)「叙任及辭令」。

(41) 『朝鮮總督府官報』第5464号(1945年4月25日付)「叙任及辭令」。

(42) 中村栄孝「朝鮮に於ける國史教育」(『朝鮮』<朝鮮總督府>304、1940年9月)。

と、かつての『普通學校國史』や旧版『初等國史』に見られる従来式の単線的な事項配列を改めるとした上で、

對外關係の輕視されてゐたことは、從來の尋常小學校に於ける國史教育の一大缺陷であつた。(中略)鎖國的島國的封建的な國史傳統の尊重せられる社會が、かゝる國史教育を支持してゐたといふ方が當つてゐるであらう。從來の國史教育に於いて、いはゆる武家政治に對する認識ほど、國史の發展に對する、基本的體系の理會をゆがめたものはない。



と、とりわけ旧『初等國史』に見られた日本史と朝鮮史の不整合面を、循環的に事項を教えることにより従来式のともすれば英雄譚・戦争史観に流れがちな歴史叙述を克服せんとし、しかもそれを徹底的と言えるまでに對外關係の記述に重点を置いたところが画期的であつた。例えばその傍証として下に示す1944年版の『初等國史』における中世史、とりわけ日朝關係の記述を見ておきたい。この教科書はおそらく朝鮮統治期において最末期に編纂された教科書である。その内容を見ると、確かに文章の冒頭には各代の天皇名が登場するものの、あくまでこれは一種の年号表記の代わりでもあり、その一方で「三浦」「和(倭)館」といった朝鮮側の史料でもって解明された史実を挿し絵とともに紹介するなど、この点だけに限定すれば、やはりそこには何かしらの先駆性を認めざるをえない内容が散りばめられている。むろん、これらはあくまでも「国体の本義」に基づく皇道意識渾発のトーンで貫かれており、1940年6月に朝鮮総督府より刊行される『東亞新秩序の建設と古代大陸經營の先蹤』においても中村は、「東亞新秩序の建設は、是に於いてか、我が國の大陸經營そのものであり、我が國史の發展そのものである」と述べ、また「我が國の大陸經營、我が國史の發展は、要するに我が國家理想の擴充發

展に外ならない」としつつ、「狹隘固陋なる見地より國家觀念を顯揚し、民族意識を昂揚するものではない」、「世界史的なる、また全人類のための聖業⁽⁴³⁾」であると、一見するとやや興奮気味な筆致にて古代の日朝関係史を描こうとしている。

しかしながら、これらは視点を変えると、朝鮮史編修会における編史・史料探訪に裏打ちされ、また本来の関心事たる中近世の日朝関係史の照明作業との整合を目論んだものでもあり、まさに、かつての『普通學校國史』における「満鮮史」観に立脚する国史／朝鮮史教育との決別を宣しているのとは、あながち穿ちすぎではなかろう。

ともあれ、こうした中村栄孝一流の「内鮮一体」史観⁽⁴⁴⁾は教科書編纂のみならず、例えば当時の朝鮮内において知識層の読者が多かった緑旗連盟の発行雑誌『緑旗』『興亜文化』『新女性』への寄稿⁽⁴⁵⁾という形でも世に問われていった。「初等・中等の教科用圖書を通観するに、一貫したる彼我の關係を知るに由ないことは勿論、参考圖書の類にも、殆んどこの點に留意したものを見ない。ただ朝鮮内に於ける朝鮮人教育の爲めに、總督府が多少の用意を佛つてゐるに過ぎない(…中略…)。これが正しき認識は、限られたる朝鮮統治の爲めにのみ要求せらるべきではなくて、國民總體の爲めでないければならない⁽⁴⁶⁾」と中村がむしろ日本人・日本社会における「国史」認識の革新を求めていく姿勢に森田をはじめとする緑旗連盟のメンバーが共鳴したからであると考えられる。また実際に森田は新版『初等國史 第五學年』が刊行される前年の秋には中村より新教科書の編纂趣旨と内容について説明を受けていた⁽⁴⁷⁾といい、「この『初等國史』にとられた歴史把握の理念は、同時に又『東洋史』に又『西洋史』に或は、東洋史西洋史と一體にみた『世界史』そのものゝ把握へ適用さるべきことである⁽⁴⁸⁾」と、ひいては戦時下の日本で一世を風靡した京都学派の「近代の超克」、ないしはその重要メンバーである高山岩男の「世界史の構想」を彷彿とさせる「世界史」叙述の一つの帰結として『初等國史』は位置づけられるべきものであったのである。なお、中村は戦時末期の1945年6月6日付けで幹事として教学官との兼職の形で朝鮮史編修会に復帰⁽⁴⁹⁾している。ただし、これは必ずしも編史作業への復帰を意味するものではなく、田保橋潔没後の同会が学務局の機能縮小と連動して「戦時思想普及⁽⁵⁰⁾」なる一

(43) 中村栄孝『東亞新秩序の建設と古代大陸經營の先蹤』(京城、朝鮮總督府、1940年6月)同書2～4頁。

(44) 三鬼清一郎「朝鮮役研究史の一齣 ―中村栄孝氏の業績をめぐって―」(同編『織豊期の政治構造』東京、吉川弘文館、2000年6月)にて中村の「内鮮一体」論を「文禄・慶長の役／朝鮮出兵」研究の流れで整理が試みられている。同論文は事実関係における誤りが少なくないが、日本近世史研究の立場からの、しかも名古屋大学における中村以降の国史学講座担当者による論点整理として貴重な視点を含んでいる。

(45) 中村による戦前期における文教行政・歴史教育に関する文章は後掲【参考2】の通り。前掲の「中村栄孝教授略歴・著作目録」からは漏れているものが多い。なお、特異な社会改良団体として知られた緑旗連盟とその発行物に関しては拙稿「昭和戦前期の朝鮮における「右派」学生運動史論」(『九州史学』135、2003年2月)、および「『緑旗』とその時代 ―影印復刻版『緑旗／興亜文化』誌の解題に代えて―」(影印復刻版『緑旗』第1巻および別巻索引に所収、オークラ情報サービス、2009年6月／2009年9月)を参照されたい。

(46) 中村栄孝『朝鮮史』<「歴史教育講座」第二部資料篇>(東京、四海書房、1935年8月)同書1頁。

(47) 森田芳夫『『初等國史』(第五學年用)を讀みて ―總合生活學の一建設として―』(『緑旗』5巻5号、1940年5月)。同文に収録されている中村の発言によれば、新版『初等國史』は辻善之助(東京帝大国史学科教授)に校閲と校正まで依頼して作成されており、そして森田は「實物を見、内容を一讀して、全く革新の書として、感嘆せざるを得なかつた」(同誌43頁)と賞賛している。

(48) 上掲『『初等國史』(第五學年用)を讀みて』同誌48頁。

(49) 『朝鮮總督府官報』第5502号、1945年6月8日付「叙任及辭令」欄。

(50) 「朝鮮史編修會非常措置 戦時思想指導」新出發(『毎日新報』1945年5月18日付2面)。

種の社会教育的組織への転換を余儀なくされていたからであり、まさに朝鮮総督府の文教施策全般に通じた学務官僚たる中村しか適任が存在しなかったためであろう。

おわりに

朝鮮史編修会も戦時下にあつて、徐々にその機構の縮小を余儀なくされていた。ちなみに1942年段階では、

会長	政務総監 田中武雄
顧問	東京帝国大学名誉教授 黒板勝美／京城帝国大学総長 篠田治策
委員	小田省吾／李能和／李秉韶／崔南善／京城帝国大学教授 藤田亮策／財務局長 水田直昌 ／李王職長官 李恒九／殖産局長 上瀧基
会務嘱託	司政局長 鈴川壽男
幹事	中枢院書記官 筒井竹雄／中枢院書記官 永田種秀／中枢院書記官 朴富陽
修史官	寺谷修三／田川孝三
修史官補	陸軍中尉 黒田省三／園田庸次郎
書記	中枢院属 可知清次郎（兼）／前田耕三（ママ）

という布陣であつたが（出典：『昭和十七年七月一日現在 朝鮮總督府及所屬官署職員録』）、これが1944年初の段階では、

会長	政務総監 田中武雄
委員（会務嘱託）	学務局長 大野謙一
幹事	学務課長 本多武夫／中枢院書記官 新居 廣
編纂主任	京城帝国大学教授 田保橋潔
修史官	寺谷修三／田川孝三
修史官補	黒田省三／園田庸次郎
書記	前田耕造

なる構成に縮小されていた（出典：朝鮮史編修会研究彙纂第一輯『近代朝鮮史研究』（1944年3月）の巻末名簿に基づく）。やがて1945年初に田保橋が他界し、また教学官の中村栄孝に関しては戦時末期には本府課長級の高等官にあてがわれることになっていた朝鮮史編修会「幹事」就任が発令されたのはすでに見たとおりである。やがて8月15日を迎え、日本による朝鮮統治が終了するとともに朝鮮総督府の業務も米軍政に引き渡されることになるが、これは朝鮮史編修会にとっても同様であつた。そし

て米軍政期の1946年3月に設立される「国史館」を経て、建国直後の大韓民国において「国史編纂委員会」の創立(1949年)に尽力したのが上記にその名がみえる寺谷修三、すなわち「光復」後の姓名復旧により再び創氏名から旧名に戻ることになる元朝鮮総督府編修官の申奭鎬、その人であった。

なお、申奭鎬が執筆した学校教育用の「検定」歴史教科書は早くも1948年8月に印刷・発行されている(『文教部新教授要目依據 中等학교 사회생활과 우리나라의 생활(국사부분)』[中等学校社会生活科わがくにの生活(国史部分)]東邦文化社刊)。これに先立ち、震檀学会編による『國史教本』が軍政庁文教部より1946年5月には出されており、申が執筆した教科書はタイトルや内容の変遷を経つつも、崔南善らの教科書とともに「教授要目」期(1946～1954年)から「第一次教育課程」期(1954～1963年)を経て、韓国において国定教科書が導入される以前の「第二次教育課程」期(1963～1974年)まで長らく使用されつづけることとなる。なお、宿願とも言える「檀君」に関する記事は、各教科書の冒頭部分を飾ることになるが、さりとて「箕子」に関する記述も一定の程度においてなされていた⁽⁵¹⁾。実証史学の立場からは箕子もまた完全に無視できない存在であった。この点、第三次教育課程以降の「国定」教科書とは際だった相違を見せているのである。

参考：日本統治期の「朝鮮史」学系統（概念図）

朝鮮史系	那珂通世	白鳥庫吉				
	林泰輔	→	内藤虎次郎	→	津田左右吉	→
	リース		稲葉岩吉		池内宏	
					今西龍	→
					小田省吾	→
						田川孝三
						申奭鎬

国史学系	重野安繹					
	久米邦武	→		黑板勝美	→	藤田亮策
				辻 善之助		中村栄孝
						末松保和

【参考1】小田省吾の歴史教育行政関連の論文目録（稿）

「朝鮮に於ける小学校教育と内地觀念の養成とにつきて」(『朝鮮教育會雜誌』20、1913年8月)

「郷土資料としての朝鮮都市村落を論ず」(『朝鮮教育會雜誌』29、1914年6月)

「小學日本歴史教授に於ける年代觀念の養成に就きて」(『朝鮮教育會雜誌』34、1914年11月)

「朝鮮史要略」(『朝鮮教育會雜誌』36、1915年1月)

「朝鮮史要略(續)」(『朝鮮教育會雜誌』37、1915年2月)

「朝鮮史要略(完)」(『朝鮮教育會雜誌』38、1915年3月)

⁽⁵¹⁾ 例えば崔南善は、「箕子(キジャ)」とは檀君なる語が転化した「ケヤジ」(「太陽の息子」の意とされる)であると、檀君と箕子の連続性を説き(崔南善『國史』民衆書館、1962年)、また申奭鎬はあくまで平壤に割拠した楽浪郡の漢人たちが、自らの正統性を誇示するために作り出したものとしている(申奭鎬『우리나라의 생활(국사부분)』東邦文化社、1948年、同書16～17頁)。

- 「朝鮮總督府に於ける教科書編纂事業の概要(一)」(『朝鮮教育研究會雜誌』21、1917年6月)
「朝鮮總督府に於ける教科書編纂事業の概要(二)」(『朝鮮教育研究會雜誌』22、1917年7月)
「朝鮮古書に見えたる日本の國體並に國情に關する記事」(『朝鮮教育研究會雜誌』31、1918年4月)
「朝鮮古書に見えたる日本の國體並に國情に關する記事(承前)」(『朝鮮教育研究會雜誌』32、1918年5月)
「朝鮮半島に古昔果して羊ありや」(『朝鮮教育研究會雜誌』41、1919年2月)
「平和克復後の教育」(『朝鮮教育研究會雜誌』46、1919年7月)
「時勢民度と國度民情」(『朝鮮教育研究會雜誌』48、1919年10月)
「教科書編纂上より見たる取扱上の注意(講話)」(『朝鮮教育』6巻5号、1922年2月)
「新教育令の公布と教科書に就て」(『朝鮮教育』6巻6号、1922年3月)
「新教科書は斯ういふ方針で編纂した」(『朝鮮教育』7巻5号、1923年2月)
「謂ゆる檀君傳説に就いて」(『文教の朝鮮』6、1926年2月)
「本大學の豫科に就て」(『文教の朝鮮』10、1926年6月)
「第一回汎太平洋會議要領」(『文教の朝鮮』24、1927年8月)

【参考2】戦前期における中村栄孝の歴史教育関連論考（稿）

- 「古蹟は如何に保存せらるべきか」(『朝鮮』〈朝鮮總督府〉184、1930年9月)
「文祿・慶長の役と朝鮮の政情」(『研究評論 歴史教育』5巻8号、1930年10月)
「新刊『朝鮮史』に就いて」(『朝鮮』208、1932年9月)
『朝鮮史』〈歴史教育講座〉第二部資料篇(東京、四海書房、1935年8月)
「李氏朝鮮家系の成立」(『緑旗』2巻4号、1937年4月)
「時局に於ける朝鮮の歴史教育」(『歴史教育』13巻7号、1938年10月)
「武漢占領の重要性」(『文教の朝鮮』160、1938年12月)
「内鮮一體論」(『朝鮮の教育研究』124、1938年12月)
「朝鮮の國史教育と教科用圖書の變遷」／「過渡期に於ける國史科授業のために」／「『初等國史』と『小學國史』との相異について」(『教科書編輯彙報』〈朝鮮總督府〉3、1939年4月)
「日本世界主義」(『朝鮮の教育研究』129、1939年5月)
「朝鮮史論」(『アジア問題講座』7〈民族・歴史篇(一)〉東京、創元社、1939年7月、321～357頁)
「興亞教育と國史」(『教科書編輯彙報』4、1939年9月)
「皇國臣民教育と國史」(『緑旗』4巻11号、1939年11月)
「國史教育躍進のために —皇室中心の國史について—」(『朝鮮の教育研究』136、1939年12月)
「任那の古都『高靈』」(『觀光朝鮮』2巻1号、1939年12月)
「新刊『初等國史』の編纂趣旨と取扱」／「新教科書による指導のために」(『教科書編輯彙報』5、1940年3月)
「『朝鮮教育』の創刊に寄す」(『朝鮮教育』〈京城女子師範学校・朝鮮教育研究会〉1巻1号、1940年4月)
『東亞新秩序の建設と古代大陸經營の先蹤』(京城、朝鮮總督府、1940年6月)
「國史の體系はいかにあるべきか」／「教材の検討と辭典の利用 —富山房『國史辭典』を薦む—」／「國史教授法研究のために」(『教科書編輯彙報』6、1940年7月)

- 「百濟文化と内鮮關係」(『ラヂオ講演・講座』<朝鮮放送協會>15、1940年8月)
- 「朝鮮に於ける國史教育」(『朝鮮』304、1940年9月)
- 「扶餘神宮の由來」(『觀光朝鮮』2卷6号、1940年11月)
- 「孝徳天皇改新の大政」(『緑旗』6卷2号、1941年2月)
- 「國民學校國民科教則案について(上)」(『文教の朝鮮』186、1941年3月)
- 「初等國史の教師用を」(『緑旗』6卷3号、1941年3月)
- 「齊明天皇國威宣揚の聖業」(『緑旗』6卷4号、1941年4月)
- 「新初等教育の展開に際して」(『國民教育』153、1941年4月)
- 「國民學校國民科教則案について(三)」(『文教の朝鮮』189、1941年5月)
- 「國民學校國民科教則案について(四)」(『文教の朝鮮』190、1941年6月)
- 「朝鮮史」(『師範大學講座 歴史教育』12、東京、建文館、1941年10月、1～61頁)
- 「元寇の國難と日本婦道の確立」(『緑旗』7卷1号、1942年1月)
- 「大東亞建設と朝鮮教育」(『國民學校』<朝鮮公民教育會>11、1942年5月)
- 「國史と青年」(『興亞文化』9卷10号、1944年10月)
- 「やまとをみなの力 ―サイパン全員戦死に元寇を憶ふ―」(『新女性』3卷9・10合号、1944年10月)

【参考3】朝鮮史学専攻の卒論題目

- 第1回(1929年3月): 「王氏高麗初期に於ける對契丹關係」(西健介)／「朝鮮に於ける基督教の傳來に就いて」(山口正之)／「弘安の役後に於ける日本と高麗との關係について」(佐久間教洞)／「樂浪帶方之文化及社會生活狀態」(金昌鈞)／「新羅王朝の衰亡について」(申奭鎬)
- 第2回(1930年3月): 「朱子學の傳來とその影響に就いて」(尹瑑均)／「高麗朝に於ける地理識緯の思想の政治上に及ぼせる影響」(成樂緒)
- 第3回(1931年3月): 「新羅建國」(伊藤勝嘉)／「高麗初期に於ける高麗契丹關係」(梁柱華)／「毛文龍と朝鮮との關係について」(田川孝三)／「東洋史上に於ける匈奴民族の興亡盛衰について」(嚴武鉉)／「三國末に於ける新羅の統一運動に就いて」(江見一二)
- 第4回(1932年3月): 「壬辰丁酉後に於ける對馬の國交恢復運動に就いて」(犬飼俊三)／「元代に於ける高麗王位繼承問題」(松尾元治)／「肅宗王代の清韓國境の査定に就いて」(森田芳夫)／「高句麗の滅亡を論じて其の遺民の去就に及ぶ」(李繼甲)／「威化島回軍について」(李周衡)／「經濟上より見たる朋黨の原因」(笠岡幹吾)
- 第5回(1933年3月): 無
- 第6回(1934年3月): 「備邊司の設置に就きて」(重吉萬次)／(*「清太宗時代に於ける朝鮮との關係」[金聲均・東洋史])
- 第7回(1935年3月): 「書院の起源」(柳洪烈)
- 第8回(1936年3月): 「高麗時代の奴婢に就いて」(龜田敬二)／「朝鮮初期に於ける驛站の研究」(平間武式)
- 第9回(1937年3月): 「鮮初の兵制に就いて」(原田正平)／「朝鮮世祖朝に於ける北方問題の研究」(李仁榮)
- 第10回(1938年3月): 「大同法の研究 ―その成立を中心にして―」(盧聖錫)
- 第11回(1939年3月): 無

- 第12回(1940年3月):「李朝初期の土地制度一斑」(朴時亨・選科)／「李朝初期に於ける兵制の研究」(金錫亨)
第13回(1941年3月):「高麗高宗朝に於ける江華遷都の一考察 —崔氏を中心として—」(金濬鎭<金光濬鎭>)
第14回(1941年12月):「李時愛の亂に就いて」(金相五<金川相五>)／「均役法ニツイテ」(廉衡淳<梅原毅一>)
第15回(1942年9月): 無
第16回(1943年9月): 無
第17回(1944年9月): 未詳
第18回(1945年9月): 未詳

◎卒業直後の進路

- 第1回: 西健介(元山中→龍山中)／山口正之(平壤高女→京城中)／佐久間教洞(晋州高普→大邱師範)／金昌鈞(朝鮮総督府学務局編輯課)／申奭鎬(朝鮮史編修会修史官補)
第2回: 尹琿均(朝鮮史編修会嘱託)／成樂緒(中央仏教専→梨花女専)
第3回: 梁柱華(養正高普)／田川孝三(法文学部助手→朝鮮史編修会嘱託)／江見一二(平壤高女→元山商)
第4回: 犬飼俊三(京城女子高普→平壤高女)／松尾元治(満蒙文化事業部助手)／森田芳夫(緑旗連盟)／李繼甲(裡里農林)
第6回: 金聲均(朝鮮総督府警務局図書課)／重吉萬次(李王職史料編纂所)
第7回: 柳洪烈(法文学部助手→東星商)
第8回: 龜田敬二(李王職史料編纂所→羅南女子高普→仁川中)／平間武弑(京城第一高普→京畿中)
第9回: 李仁榮(大邱府史編纂委員)／原田正平(光州高普→城東中)
第12回: 金錫亨(養正中)／朴時亨(朝鮮文化学院→倣新学校)
第13回: 金濬鎭(清州商)

◎朝鮮人学生の出身校とその後など

- 第1回: 金昌鈞(平壤高普) 忠南大教授
申奭鎬(専検合格) 国史館長、国史編纂委員会委員長、高麗大・成均館大・嶺南大等の教授歴任
第2回: 尹琿均(京城第一高普)／成樂緒(京城第一高普) 制憲議員・忠南大総長
第3回: 梁柱華(京城第一高普)／嚴武鉉(東萊高普)
第4回: 李繼甲(京城第一高普)／李周衡(徽文高普)
第6回: 金聲均(京城第一高普) 国史編纂委員長 慶熙大教授
第7回: 柳洪烈(京城第一高普) ソウル大教授
第12回: 金錫亨(大邱高普) 金日成総合大教授
第13回: 金濬鎭(平壤高普)
第14回: 金相五(光州高普) 全北大教授／廉衡淳(京城第二高普)

批評文(鄭鎮星)

“朝鮮総督府学務局の歴史教科書編纂と「国史／朝鮮史」教育」というタイトルで書かれたこの論文は、少なくとも次の3点がそれぞれ緊密に関連しながら、相互の論旨を明確に導出している。朝鮮史編纂、歴史教科書の編纂、そして檀君／箕子の問題がそれである。内容が異なるこれら三点は、それぞれ組織、人物そして史観といったまた異なる三つの軸によってまとめられている。

朝鮮史編纂に関して著者は、旧慣調査から朝鮮史編纂委員会、朝鮮史編修会などに至る過程だけでなく、青丘学会、震檀学会、京城帝大史学科などの組織的系譜を緻密に調査しており、朝鮮史編纂に係わった人物が教科書編纂にも関与し、歴史研究及び編纂と教科書編纂が緊密に結びついていた事実を示している。さらに重要な事実、著者が朝鮮半島史の編纂から朝鮮史編修会の制度化におけるその過程を日鮮同祖論という歴史認識が反映されたものであるとみなし、また、官主導の御用団体の性格を持ち、日本の韓国統治下の近代に固く束縛されたものと見ている点である。また、著者は1930年代後半に入って朝鮮史教育が大きく後退したと判断しており、それを内鮮一体史観と国体の本義に基づいた皇道意識、そして京都学派の「近代の超克」の世界史構想の帰結だとしている。

著者はこのように歴史記述の流れを当時の政治的状況と結びつけて判断しているが、その一方で、もう一つの流れを「正史」に基づいた実証史観の確立過程とも見ている。実証史観と歴史に投影される政治的圧力がどのように共存できるのか。この論文はこの点を解決できないまま進められている。それは、「実証史観」とは何か、さらに踏み込んで「歴史とは何か」といった質問とも結びつく。いわゆる実証史観の厳密な方法論に立脚したという林泰輔や白鳥庫吉(著者が本文の末尾で参考として提示している日本統治期の朝鮮史学系統に含まれる)の研究は、結局は天皇中心の日本の国体を強調するための歴史と道徳を確立することに奉仕したことが分かる。政治的影響が学者個人にどのように及んだのかは、本文中の概念図にある久米邦武が1892年初期に国体論者の集中攻撃を受けて解職させられた事実を思い起こせば十分であろう。また、「実証的」歴史研究が政治的理念と史観によってどれだけ立場が変わるのかは、最近韓国で過去史整理の一環として政府次元で設置された親日反民族真相究明委員会において、朝鮮史編修会に関連した朝鮮人を反民族行為者に決定したことから窺える。

こうして見ると、結局正史を使用した編年資料の原則論についても、歴史叙述と教科書編纂過程において、どのような根拠と価値を持って資料を取捨選択したのかを大きな流れから見ることが妥当だろう。著者が扱っている小田などの朝鮮史編修と教科書編纂は、19世紀末～20世紀初頭に韓国政府や知識人によって編纂された主体的歴史叙述(中国史から脱皮し、日本を文明国家の準拠として定めながらも、朝鮮の日本に対する過去の文化的優越性を主唱するもの)と、教科書(例えば、学部の朝鮮歴史<1895>、玄采の東国歴史<1899>など)の通史体系を否定、抹殺することに集中しており、結局朝鮮を日本帝国の通史体系に編入させようという一連の構想に端を発しているという歴史的事実を無視できないだろう。

実証的研究とは何かといった問いに対し、著者は明確な定義を持ちあわせていないように見える。それは「正確な史実」を指すのか。正確な史実とは何か。中村榮孝の言葉を借りれば、「厳密に専門学術的見地から検討された」ものが正確な史実なのか。または、論文の各所に出てくる「正史」に記録さ

れているものを指すのか。文書に記録されたものだけが歴史的な事実を語るものではないという視角は、すでにアナール学派やケンブリッジの家族史研究グループをはじめとする歴史研究において定着してきている。絵画や墓の形態、住宅構造、日記、教区の誕生と葬礼の記録、口述など、当時の人たちの生活と思考を窺わせる資料が歴史研究を豊かにしている。時には文書自体が実際の状況を隠蔽するために作成されるという点は近代の様々な歴史からも発見できる。偏狭な実証史観がより重要な歴史の実像を見落とし、その背景に存在する歴史的価値と政治的理念を見過ごしうる点を認めた上で歴史叙述を判断する必要がある。

こうした実証史観の問題は、朝鮮史編修と教科書編纂において著者が例に挙げている檀君と箕子の問題で如実に表れている。著者は鄭萬朝や李能和、あるいは崔南善のような朝鮮人が「正史」に登場しない檀君朝鮮の問題を持続的に強調してきたという事実を指摘しつつ、これを朝鮮人の民族主義的動機に関連付けて提示しようとする。これに対応する日本人の姿勢は、著者が繰り返し強調するところの「正史に立脚した原則論」であることは言うまでもない。ここでは日本人と朝鮮人、正史と野史、科学と神話、客観と臆見、檀君朝鮮と箕子朝鮮、そしてさらに詳しく言えば「偏狭な民族主義」と「寛容的帝国主義（肯定的なイメージとしての）」が対比されるように見える。しかし、檀君朝鮮と箕子朝鮮の問題はこのように狭い意味での二項対立としてのみ理解されてきたわけではないという事実を指摘したい。大韓帝国の樹立を前後して韓末の朝鮮人歴史家らは、檀君は大韓帝国に繋がる正統な系統として王朝の独自性を、すなわち中国と日本に対する宗族的対外独立性を強調する脈絡で、そして箕子は日本に対する文化的優越性を強調する存在として想定してきた。この時期の民族アイデンティティの形成という文脈において、檀君という宗族的要素と箕子に表象する東洋文化との連携性という二重構造が朝鮮の植民地化によって少しずつ檀君に一元化される過程を考慮すれば、この問題に対する著者の理解は過度に一面的であり皮相的であると思われる。

最後に、教科書の編纂と内容を扱うものとして約束がなされた論文にあつて、教科書編纂とその内容よりも人物の具体的な履歴や史書、史料編纂などにより多くの紙面を割いている点を指摘したい。

批評文へのコメント(永島広紀)

まずは拙論の基本的な構成、すなわち「朝鮮史編纂」「歴史教科書」「檀君／箕子問題」という一見すると関連性が薄く思える三つの課題を相互に関連させて論述するという基本的なスタイルを読み取っていただいたことに感謝申し上げます。批評の中には「実証とは何か」という歴史哲学上の大きな命題にかかわる指摘もあるが、紙面の制限もあり、また寄って立つ専門分野の違いに起因する見解の相違も少なくないことに鑑み、あくまで拙論の記述内容にかかわる指摘に限定して、特に誤解・誤読ではないかと思われる部分に関してのみ反論することをお許しいただきたい。

①:「조선사편수회의 제도화 과정을 일선동조론의 역사인식이 반영된 것으로 보고……(朝鮮史編修会の制度化におけるその過程を日鮮同祖論という歴史認識が反映されたものであるとみなし……)」の部分に関しては、拙論の説明不足もあるが、これはあくまで朝鮮史編修会成立以前の「朝鮮半島史」編纂に関する話である。筆者は、とりわけ初期の朝鮮史編修会の編修官たちが、『日本書紀』に象徴されるような単純な「同祖論」に立脚していないことに注目したのであり、そこに朝鮮史編修会の『朝鮮史』第1編第1巻が日朝中の正史における「紀年の相違」を明確に示した意味を見出そうとしたのである。

②:①に関連して、筆者は伝統的な「正史」という歴史記述のスタイルが「実証的」で「事実」を記したものであるという立場ではない。評者が「문서에 기록된 것만이 역사적 사실을 말하는 것이 아니라 시각은 이미 아날학과 케임브리지 가족사 연구 그룹 등을 비롯한 역사연구에서 정립되어 왔다(文書に記録されたものだけが歴史的な事実を語るものではないという視角は、すでにアナル学派やケンブリッジの家族史研究グループをはじめとする歴史研究において定着してきている)」と指摘されることには異論はない。拙論が強調してやまないのは「正史」内容の当否ではなく、あくまでもその伝統的な史料操作と叙述手法の問題である。「正史」というのは単に「正しい歴史」「正確な史実」という意味ではない。前王朝を引き継ぐ新王朝による言わば「正統性の継承」に関する自己認識であり、また対外的な姿勢である。これが近代にいたっても強く意識されていたのではないかというのが、本論の骨子である。

③:批評文の最後に「교과서 편찬과 내용을 다루도록 약속된 논문에서, 정작 교과서 편찬과 내용보다, 인물의 구체적 연혁이나 사서, 사료편찬 등에 더욱 많은 지면을 할애하고 있는 점(教科書の編纂と内容を扱うものとして約束がなされた論文にあって、教科書編纂とその内容よりも人物の具体的な履歴や史書、史料編纂などにより多くの紙面を割いている点)」を指摘するとあるが、これは拙論の叙述スタイルを根本的に非難している模様である。かような「約束」などは存在せず、また大枠として合意していた「教科書編纂」「制度」に関する論考として、教科書編纂の前提となる官僚機構や編纂の制度変遷を中心に取り扱い、また必要に応じて教科書の内容についても言及を行っている。こうした評者による批判の当否に関しては、読者諸兄姉の判断に委ねることにしたい。